

令和7年度 同行援護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	人員に関する基準	従業者の員数が常勤換算方法で2.5を下回っており、最小限必要な員数を確保していませんでした。 2.5以上となるよう、適切な人員配置を行ってください。	都条例第155号第7条で準用する第5条、 障発第1206001号第三の1(4)で準用する第三の1(1)①	1
2	サービスの提供の記録	サービス提供記録に関する記録の一部が確認できない事例及び身体介護に係る記録が確認できない事例がありました。 指定同行援護を提供した際は、当該指定同行援護の提供日、内容その他必要な事項をその都度適切に記録し、利用者の確認を得てください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第23条、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(9)	1
3	法定代理受領の通知	法定代理受領した障害福祉サービスに係る介護給付費の額を支給決定障害者等に対し、通知していない事例及びサービス提供実績記録票をもって法定代理受領の通知としている事例がありました。 介護給付費を法定代理受領した際は、当該支給決定障害者等に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第27条第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(13)①	3
4	サービス提供責任者の責務等に関する事(同行援護計画の作成等)	同行援護計画の作成に関する以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。サービス提供責任者は、同行援護計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●指定同行援護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 ●常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 ●利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した同行援護計画を作成すること。(変更時について準用) ●同行援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該同行援護計画の内容を説明するとともに、当該同行援護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(指定特定相談支援事業者等)に交付すること。(変更時について準用) ●同行援護計画の作成後においても、当該同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該同行援護計画の変更を行うこと。 ●相談支援事業者との同行援護等計画及びモニタリング結果の交付等の手法により、連携強化を図ること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第10条第2項から第4項及び第29条第1号第4号、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(15)及び(16)	4
5	勤務体制の確保	ハラスメント対策としての措置が講じられていませんでした。 事業所の方針の明確化・その周知啓発、相談体制の整備等、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第12条第4項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(22)④	3

令和7年度 同行援護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
6	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定同行援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。 ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第12条の2、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(23)	5
7	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第34条第3項、 都条例施行規則第175号第4条の2第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(24)	7
8	掲示に関すること	運営規程の概要や利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に関する資料が事業所の見やすい場所に掲示又は閲覧可能な形で備え付けられていませんでした。 当該資料を掲示もしくはファイル等を用いて事業所の見やすい場所に備え付けてください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第35条、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(25)	2
9	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●研修を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第35条の2第3項、 都条例施行規則第175号第4条の3第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(26)	4
10	秘密保持等	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(27)③	5
11	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	都条例第155号第43条第2項で準用する第40条の2、 都条例施行規則第175号第4条の4第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(31)①	3
12	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	障害者総合支援法第51条の2第2項	1

令和7年度 同行援護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
13	障害福祉サービス等情報公表 制度	障害福祉サービス等情報公表制度による、障害福祉サービス等情報の報告が行われていませんでした。 情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告してください。 (改善の確認ができない場合は、令和6年4月に遡って、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。)	障害者総合支援法第76条の3、 厚労告第523号別表第3の1の注11、 障発第1031001号第二の1(12)	1
14	給付費の算定等 (同行援護サービス費)	同行援護サービス費の算定に当たり、サービス提供時間を誤って算定している事例がありました。 適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第3の1及び1の注2、 障発第1031001号第二の2(3)⑦及び⑭	1
15	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていないため、適切な算定となるよう身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第3の1の注13、 障発第1031001号第二の1(14)	3
16	虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていないため、適切な算定となるよう虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第3の1の注14、 障発第1031001号第二の1(15)	2